陸上自衛隊　東北方面隊　仕様書		
災害対策用映像鮮明化システム	仕様書番号	
	作　　成	平成２７年　２月２７日
	変　　更	平成　　年　　月　　日
	作成部隊等名	東 北 方 面 総 監 部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，災害対策用映像鮮明化システム（以下、「本システム」という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001 による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

NDS-C-0002　　地上用電子機器通則
GLT-CG-C000001　陸上自衛隊電子機器共通仕様書
GLT-CG-Z000001　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GS-C-833271　　ヘリコプター映像伝送装置 GUXC-1-E
GS-C-674262C　　ヘリコプター映像伝送装置用位置把握装置 GGSU-1

b)　法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（平成 13 年防管装第 6186 号）
特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）
秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）

2　製品に関する要求

2.1　適合条件

本システムを構成する機器において、「国等による環境物品などの調達の推進等に関する法律」に規定されているものは、適合するもとする。なお、耐環境性は、NDS-C-0002 の 2.2.5 **表 7** の区分Ｄを基準とする。ただし、一般市販品は適用外とする。

2.2　部品・材料・加工方法

部品、材料及び加工方法は、原則として GLT-CG-C000001 の 2.1 による。ただし、一般市販品は適用外とする。

2.3　構成

構成は、表１によるものか、又は、同等の性能を有するもの（以下、「同等品」という。）による。同等品により構成する場合には、「2.4　機能・性能等」を充足し、一連の動作に支障の生じないも

のとし、事前に契約担当官等（以下、担当官という。）の承認を得るものとする。

表1

番号	品　　名	数量	備考　または　カタログ等
1	災害対策用映像処理部	-	-
1.1	災害対策用映像処理部本体	1式	RTEV-EMB/ゲネシスコンマース社 (エンベデッドオーディオ対応)
1.2	映像処理部制御用操作部	1式	制御用アプリケーション、ケーブル等含む
1.3	入出力切替部	1式	別途現地支給
1.4	多画面一括表示部	1式	別途現地支給
2.	収容部	1式	別途現地支給
注：規定の数量と異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。			

2.4　機能・性能等

2.4.1　一般的事項

a)　本システムの機能及び性能は、この仕様書によるほか、連接するヘリコプター映像伝送装置 GUXC-1-E（以下、「ヘリ映伝装置」という。）及びヘリコプター映像伝送装置用位置把握装置 GGSU-1（以下、「位置把握装置」という。）の機能・性能に支障のないものとする。

b)　設置及び作業場所等

宮城県仙台市宮城野区南目館１－１（仙台駐屯地内　固定受信局）

c)　納品状態

総ての機器の設置・接続後、調整及び試験を実施し、正常に映像処理機能が発揮出来ることを担当官が任命する検査官が確認した段階で納品完了とする。

2.4.2　総合機能

a)　ヘリ映伝装置及び位置把握装置と連接して次の機能を発揮しながら映像情報の伝送ができるものとする。

1)　ヘリ撮影映像又はビデオカメラ等のライブ映像（HD-SDI 信号）をライブ伝送状態を損なうことなく鮮明化処理できるものとする。

2)　災害時の 24 時間連続運転等の過酷な状況においても安定した動作をするものとする。

3)　災害等の緊急時の要員交代を加味して、直感的に認識出来るアイコン等で容易に操作できるものとする。

4)　位置データ信号（アンシラリ及びエンベデッドオーディオ）を損なわず鮮明化処理できるものとする。

b)　災害対策用の映像処理のため、映像音声とも低遅延（0.1 秒未満）かつ、映像積分等を行わないで映像品質を劣化させることなく、鮮明化機能を為すものとする。

c)　鮮明化処理前の映像と処理後の映像を並べて視聴可能なモニタを有するものとする。

d)　動画として位置把握装置等の端末に取り込んだ災害映像や、汎用ビデオカメラ等で記録した災害映像についても、リアルタイムに鮮明化処理が可能なものとする。

2.4.3　主要な各部の機能・性能等

主要な器材の機能・性能等は、次による。

a)　災害対策用映像処理部本体

1)　入力インターフェース 3G-SDI/HD-SDI 信号１入力、DVI 信号１入力（HDMI 変換対応）

2)　出力インターフェース 3G-SDI/HD-SDI 信号２出力、HDMI モニタ出力

3)　入力解像度は以下に対応するものとする。
SDI 入力時 1080/60p・59.94p・59.94i、480/59.94i、
DVI 入力時 1920×1200/60P、1280×1024、1024×768、640×480

4)　出力解像度は以下に対応するものとする。
1080/60p・59.94p

5)　電源並びに消費電力は、AC100-240V、50/60Hz に対応可能で、20W 以下とする。

6)　質量は2.3kg 以下で、筐体は１９インチ標準ラックサイズで、高さ１U 以下とする。

7)　エンベデッドオーディオは、入力される SDI 信号にエンベデッドオーディオが含まれる場合のみ対応するものとする。

b)　映像処理部制御用操作部

1)　災害対策用映像処理部本体をリモートコントロール可能なものとする。

2)　災害対策用映像処理部本体とは、有線で接続され、最大３m 離隔が可能なものとする。

3)　映像処理部制御用操作部は、小型軽量でケーブルの接続範囲内で移動して使用が可能であり、汎用のポインティングデバイスによる操作の他、それが無くても操作が可能なタッチパネル等の機能を有するものとする。

4)　通常の設置場所以外で使用する場合は、バッテリ運用により 180 分以上の運用が可能なものとする。

2.5　製品の表示

装置名及び構成品表を収容部の判りやすい位置に、容易にかすれたり、剥がれたりしない素材を利用して表示するものとする。

3　その他の指示

付属品は表２による。

表２-付属品

番　号	品　　名	数量	備　　考[b)]
1	取扱説明書	3 部	教育資料と兼ねることが出来るものとする。

4　搬入条件

4.1　包装

包装は、商習慣による。

4.2　包装の表示

包装の表示は、商慣習による。

5　品質保証（監督・検査）

5.1　監督及び検査

監督及び検査は、担当官の定める要領により実施するものとする。

試験項目及び内容に関する実施要領書を、東北方面総監部防衛部防衛課に現地試験の１週間前までに提出・確認を受けた後に担当官に２部提出するものとする。

なお、一般市販品の動作確認は、各製品添付の取扱説明書に従い実施するものとし、その他の部位及びシステム全体の監督・検査は、現地に設置完了した時点で実施要領に基づき実施するものとする。

5.2　試験成績書

実施要領書に記載されたシステムの試験項目に対し、試験結果を成績書として納期までに担当官に２部提出するものとする。

6　その他の指示

6.1　作業計画書等

契約の相手方は作業計画書（作業日程、システム構成図を含む）を受注後１週間以内に作成し、東北方面総監部防衛部防衛課の確認をうけた後、担当官に２部提出するものとする。

6.2　搬入・設置

契約の相手方は確認を受けた作業計画書に基づき、指定の場所まで、構成品を搬入、設置及びヘリ映伝装置・位置把握装置との接続を行うものとする。

6.3　操作教育等

契約相手方は、平成２７年３月（１日を基準）に所要の教育を実施する。

a)　機器の構成・維持管理に関する教育

b)　機器の操作・使用に関する教育

c)　被教育者は通信器材等を操作したことのないものも含まれるため極力簡単な内容とする。

d)　教育資料は教育当日までに準備するものとし、内容は誰でも容易に操作できる内容のものとする。なお、pdf 化した資料を映像処理部制御用操作部端末のデスクトップ上に配置し、実運用時に資料が無くても、端末で確認できるものとする。

6.4　納品後の対応

契約相手方は納品後、１年間を瑕疵期間とする。構成品に一般市販品を有する場合も、この瑕疵期間が優先される。瑕疵期間の故障又は障害発生時には、速やかに対応するものとする。また、各種装置等のファームウェアバージョンアップ等の更新は、必要の都度通知し、無償にて対応媒体等の配布をする形で対応するものとする。ただし、ソフトウェアの購入等が必要な更新や、現地作業を伴う場合などを除く。なお、操作及び取扱いに関する問合せ窓口一覧を記載した資料を取扱説明書に同梱するものとする。

6.5　情報の保全

a)　契約の相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（平成 13 管装第 6186 号）」に基づき、所要の届出などを実施するものとする。

b)　契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

c)　契約の相手側は、「防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 37 号）」及び「秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）」（以下「訓令等」という。）に基づき許可を受けて立ち入るものとする。また、業務の実施に際して直接・間接を問わず知り得た秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

6.6　作業時の立入り及び必要な事項

作戦室、通信所、電算機室などの立入りに当たり、官側の指定する所要の手続を実施するものとする。また、作業においては官側の指示に従い、万全の措置を講ずるものとする。

6.7　官側の支援

契約の相手方は、機材の納入までの諸作業のうち、契約の相手方自身で行うことができないものについては、担当官の了解を得て、東北方面総監部　防衛部防衛課通信班へ支援を依頼することができるものとする。

6.8　仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義を生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

7　連絡調整先

東北方面総監部　防衛部防衛課通信班　　０２２－２３１－１１１１（内線２５１９）